

新旧対照表（抄）

○ 中央区プールに関する条例（昭和五十年三月中央区条例第十四号）

新	（罰則） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項の規定に違反してプールを経営した者 二 第八条の規定による命令に違反した者 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお、従前の例による。
旧	（罰則） 第十条 次の各号の一に 該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項の規定に違反してプールを経営した者 二 第八条の規定による命令に違反した者